

第6回中国四国地方年金記録訂正審議会総会

日時：令和4年4月13日（水）14:00～14:45

会場：広島合同庁舎4号館2階 共用第11会議室

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

ただいまから、第6回中国四国地方年金記録訂正審議会総会を開催いたします。

委員の皆さまにおかれましては、ご多用のところ、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。中国四国厚生局 年金審査課長の横手でございます。よろしくお願いいたします。

開会に先立ちまして、いくつかご連絡とお願いをさせていただきます。

はじめに、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、会議中、入り口のドア及び窓ガラスを開けた状態とさせていただきます。

また、本会議の議事録を作成するため、会場内で業者の方に録音をしていただいております。また、会議中には、事務局職員がホームページ掲載用の写真を撮らせていただきますので、あらかじめご了承くださいと思います。

次に資料の確認をさせていただきます。お手元の「配布資料（一覧）」にあるとおりでございますが、「議事次第」「委員名簿」「座席表」がそれぞれ1枚紙となっております。そして、資料1「地方年金記録訂正審議会規則」、資料2「中国四国地方年金記録訂正審議会運営規則」、資料3「年金記録の訂正に関する事業状況」となっております。皆さま、資料にご不足はございませんか。不都合等がございましたら、お声掛けいただきたいと思います。

なお、これらの本日配布の資料につきましては、事務局で保管しておりますところの各委員の皆さまのファイルに編綴させていただきますので、会議終了時には机上にお残しいただきますようお願いいたします。

ここで委員の皆さま方をご紹介させていただきます。

中国四国地方年金記録訂正審議会の委員は、4月10日現在で、先ほど見ていただきました委員名簿にありますとおり、15名の体制となっております。

皆さまご承知のとおり、当委員会の委員任期は2年とされておりまして、このたび、石川委員、大本委員の2名の委員におかれましては4月10日付で再任されております。また、久保委員、久行委員、米田委員の3名は同日付新任でございます。

本来であれば、再任及び新任の委員の皆さま方には直接任命通知書をお渡しすべきところでございますが、あらかじめお手元の封筒に入れさせていただいております。恐縮ではございますが、ご確認をお願いいたします。なお、ほかの委員の皆さまは任期中のため、任命通知書の交付はございません。

それでは、委員の皆さまのご紹介をさせていただきます。窓側、事務局寄りからお名前のみ紹介させていただきますと思います。なお、マスクはお付けになったままで結構ですので、ご起立いただければと思います。よろしくお願いいたします。

まず、石川委員でございます。

○石川委員

石川でございます。よろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

石田委員でございます。

○石田委員

石田と申します。よろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

次の植田委員におかれましては、急遽欠席となっております。

続きまして、畝田谷委員でございます。

○畝田谷委員

畝田谷と申します。よろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

大本委員でございます。

○大本委員

大本です。よろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

兼田委員でございます。

○兼田委員

兼田です。よろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

柳瀬副会長でございます。

○柳瀬副会長

柳瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

江口会長代行でございます。

○江口会長代行

江口でございます。よろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

木下委員でございます。

○木下委員

木下です。よろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

久保委員でございます。

○久保委員

よろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

次の塚田委員におかれましては、本日欠席のご連絡をいただいております。

その後、本日出席予定でございますが、中嶋委員、久行委員でございます。

なお、谷委員及び米田委員におかれましては、当初からご欠席のご連絡をいただいております。従いまして、本日出席予定の委員は以上 11 名でございます。

それでは、開会にあたりまして、中国四国厚生局長 小森よりごあいさつを申し上げます。

○小森（中国四国厚生局長）

中国四国厚生局長の小森でございます。第 6 回総会の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申します。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。委員の皆さまにおかれましては、日ごろから、このようなコロナ禍の状況の中で滞りなく審議いただいておりますことに、皆さま方のご理解とご尽力あるものと深く感謝申し上げます。また、この都度、新たに就任された委員の皆さまには、これからお世話になります。どうぞよろしくお願いいたします。

さて、年金制度につきましては、より多くの方が、これまでよりも長期間にわたり多様な形で働くことが見込まれる中で、社会経済の変化を制度に反映し、長期化する高齢者の経済基盤の充実を図るため、改正が行われてきているところですが、事業を実施していく上で年金記録をしっかりと管理することは、われわれの重要な責務であると考えているところです。

こうしたことから、年金制度に対する国民の信頼を維持するためにも、年金記録の訂正について公平かつ公正な判断をすることが重要になると思っておりますので、委員の皆さまには、引き続きお力添えをいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますがごあいさつとさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局 年金審査課長）

それでは続きまして、事務局の出席者を紹介いたします。

四国厚生支局 尾崎支局長でございます。

○尾崎（中国厚生支局長）

尾崎でございます。よろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

中国四国厚生局 設楽年金管理官です。

○設楽（中国四国厚生局年金管理官）

設楽でございます。よろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

四国厚生支局 主藤年金管理官です。

○主藤（四国厚生支局年金管理官）

主藤です。よろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

四国厚生支局 松本年金審査課長です。

○松本（四国厚生支局年金審査課長）

松本でございます。よろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

以上でございます。

総会の議事進行につきましては会長が行うことになっておりますが、中村前会長におかれましては、本年4月9日付で任期満了となられました。地方年金記録訂正審議会規則第五条第3項により、会長選出までの間は会長代行により議事を進行していただくこととなります。

江口会長代行、よろしくお願いいたします。

○江口会長代行

委員の皆さま、ご多忙の折、ご参集いただきましてありがとうございます。

それでは、会長が選出されるまでの間、議事進行をさせていただきます。

はじめに、本会議の公開・非公開について、運営規則第十条により原則として非公開となっておりますが、議題1の「会長の選任について」は従来から公開としております。なお、議題2以降の公開・非公開の取り扱いについては、会長選任後、改めてご判断いただくことといたします。

次に、本日の出欠状況と会議の成立について、事務局から報告をお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

委員 15 名に対しまして、今現在 10 名の委員の方にご出席をいただいております。地方年金記録訂正審議会規則第七条第 1 項による過半数の委員の出席が認められます。従いまして、本日の会議は定足数を満たしており、成立していることをご報告いたします。

【議題 1】

「会長の選任について」

○江口会長代行

それでは、本日の議題に入ります。

議題 1「会長の選任について」です。地方年金記録訂正審議会会長の選出につきましては、お手元の資料 1「地方年金記録訂正審議会規則」第五条第 1 項に「審議会に、会長を置き、委員の互選により選任する」とされております。

会長の推薦にご意見のある方はいらっしゃいますか。この方に会長をお願いしてはどうかという方がおられましたら、ご発言をお願いいたします。

○大本委員

第 2 部会の大本と言いますけれども、これまで副会長として前会長を支えてこられました柳瀬委員が適任だというふうに思っておりますので、柳瀬委員を推薦させていただきます。

○江口会長代行

ただいま、大本委員から「柳瀬委員に会長をお願いしてはどうか」とのご発言がありましたが、ほかの委員の皆さま、いかがでしょうか。

○石川委員

石川でございます。私も柳瀬委員をお願いすることに賛成でございます。よろしくお願いいたします。

○江口会長代行

それでは、柳瀬委員に会長をお願いしたいと思います。

柳瀬会長、よろしくお願いいたします。

○柳瀬会長

ただいま、会長に就任というお話をいただきまして、一言ごあいさつをさせていただきたいと思っております。

中村前会長の後任として会長に就任させていただくことになりました、四国第 3 部会の柳瀬と申します。よろしくお願いいたします。

皆さまご承知のとおり、年金制度は国民生活の基盤となる大変重要な制度であり、年金記録につきましては、厚生労働省において正確に記録管理されることが重要であるということは言うまでもないところ

でございます。

一方、訂正請求がありました場合には、国民の立場に立ちまして公平かつ公正に決定を行うということが求められており、この審議会としてしっかりと慎重に審議を行ってまいりたいと思います。委員の皆さまには、引き続きご協力をお願いしたいと思います。

簡単ではございますが、就任にあたってのごあいさつとさせていただきます。本日もよろしく願いいたします。

先ほど江口会長代行から、本日の会議についての公開・非公開の判断を、第2議題以降、改めてするようにとのお話がありましたので、まず公開・非公開について判断をしたいと思います。

お手元に資料2として配布していただいております当審議会の運営規則第十条によりますと、「会議は非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開とすることができる」と規定されております。

本日の総会につきましては、当審議会の運営に支障をきたすような内容は含まれていないと判断いたしますので、従来と同様に公開とさせていただきたいと思います。

それでは、事務局のほうは、当審議会運営規則第十三条第3項の規定に基づいて議事録を作成していただくとともに、同条第1項、第2項の規定に基づいて議事要旨を作成し、公開をお願いしたいと思います。

それから、議事録につきましては、同条第4項により「会長及び会長の指名する委員2名が署名する」となっておりますので、議事録署名人として私のほかに木下委員と石田委員をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。よろしく願いいたします。

【議題2】

「副会長、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名について」

○柳瀬会長

それでは議事次第にのっとりまして、議題2、当審議会の副会長、会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名に入らせていただきます。事務局は指名の取り扱いについて説明をお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

ご説明いたします。資料1をご覧ください。「地方年金記録訂正審議会規則」となっております。第五条第3項に会長代行の規定がございます、会長が指名することとされています。

次に第六条が部会の規定となっております。中国四国地方年金記録訂正審議会には三つの部会が設置されております。各部会へ所属する委員については第2項の規定によりまして、部会長については第3項の規定によりまして、それぞれ会長が指名することとされております。副会長については、後ほどご説明をさせていただきたいと思います。

会長代行、部会に所属すべき委員及び部会長について、会長からのご指名をよろしく願いいたします。

○柳瀬会長

ありがとうございました。

ただいま、事務局から説明もあったとおり、会長代行は会長に事故等があったときや委員の改選期において会長が欠けるときなどに会長としての職務をお願いすることとなります。引き続き江口委員を指名させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、部会に属すべき委員及び部会長の指名ですが、事務局は「部会に属すべき委員一覧表」を配布してくださいようお願いいたします。

（「部会に属すべき委員一覧表」配布）

○柳瀬会長

ただいま配布していただきました一覧表に、第1部会から第3部会まで順に記載をしております。今年度の部会に属すべき委員及び部会長につきましては、ご覧いただいております一覧表のとおり、それぞれ指名をさせていただきたいと思っておりますので、皆さま、よろしくお願いいたします。

会長代行、部会に属すべき委員及び部会長の指名は以上でございます。委員の皆さま方におかれましては、ただいま指名させていただきました部会長の下で、中国四国厚生局長または四国厚生支局長から諮問のありました年金記録の訂正請求の個別事案についてご審議いただくこととなりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

それでは、副会長について説明をさせていただきたいと思っております。

資料2をご覧ください。「中国四国地方年金記録訂正審議会運営規則」でございます。この第三条をご覧ください。第三条に副会長の規定がございます。「副会長を置くことができる」とされております。

これまでは、中国地方に会長と会長代行がいらっしゃったこともあり、地理的事情を考慮する趣旨もあって四国地方に副会長を置くという体制となってきたところですが、このたび、四国地方に会長の柳瀬委員、中国地方に会長代行の江口委員という体制となりました。従いまして、事務局といたしましては、地理的事情や運営上の観点からは、この体制においては副会長を置かなくても差し支えないものと考えております。以上です。

○柳瀬会長

ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明に対しまして、委員の皆さま、何かご意見、ご質問などはございますか。

よろしいでしょうか。

それでは、事務局から説明のありましたような事情がありますので、本年度は副会長の指名は行わないということにさせていただきます。

【議題3】

「年金記録の訂正に関する事業状況」

○柳瀬会長

続きまして、議題3「年金記録の訂正に関する事業状況」について、事務局から説明をお願いいたします。

○松本（四国厚生支局年金審査課長）

四国厚生支局の松本でございます。よろしくお願いいたします。

この資料につきましては、厚生労働省年金局において年金記録訂正に係る事業状況をまとめたものでございまして、昨年の12月に開催されました第9回社会保障審議会訂正分科会で報告されたものでございます。時間の関係もありますので、ポイントを絞ってご説明させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは1ページをご覧ください。令和2年度の受付状況でございます。

令和2年度の訂正請求の総件数は5,294件でございまして、受付総件数の推移につきましては、総務省に設置されていた第三者委員会の確認申立てを行っていた期間を含めて、平成22年度以降、平成30年度まで減少傾向が続いておりましたが、令和元年度に増加し、令和2年度も729件の増加となっております。受付件数の制度別の割合としては、厚生年金が全体の94%ということで、令和元年度より厚生年金の比率が2%高くなっております。

②としまして令和3年度上期の受付状況ですが、令和3年度は対前年同期と比べると748件増加しており、制度別では厚生年金が増加し、国民年金と脱退手当金は減少となっております。

2ページは受付状況でございます。平成27年度から30年度までは減少傾向でしたが、令和元年度と令和2年度は増加となっており、令和2年度は5,294件でございまして、中国四国厚生局は全体の12.7%、672件で、四国厚生支局は1.2%、62件となっております。

3ページは処理件数でございます。これは令和2年度の「合計」と書いた所をご覧くださいますと、地方厚生局の処理事案は1,207件で、日本年金機構が処理した事案は3,520件、合わせて4,727件処理したということでございます。なお、この詳細につきましては、後ろのページやグラフによって説明させていただきます。

4ページは第三者委員会の過去の経緯の数値でございます。平成21年度当時は年間受付件数6万件に及んでおりましたが、その後、減少傾向でございます。

5ページは処理事案別の処理件数でございます。右側の処理事案別件数のうち、令和2年度をご覧くださいますと、日本年金機構の処理が全体の4分の3、地方厚生局に送られて審議会の審議を経て処理しているものが約4分の1という構成になっております。

6ページは、処理件数を訂正されたものと不訂正のものを円グラフにしたものです。傾向的には、厚生年金事案は訂正決定が多いのですが、国民年金、脱退手当金は不訂正決定が多いという傾向でございます。

7ページは記録訂正の傾向でございます。平成24年度以降から7割台、8割台の記録訂正率になっており、令和2年度においては89.2%と過去最高の訂正率になっております。

8ページは取下げでございます。取下げ件数が令和2年度も286件あったということで、数パーセントの取下げがあるということです。

9ページは処理事案中の事案の状況でございます。令和2年度末現在において、どれだけ処理して、翌

年度に繰り越したものは何件かということでございまして、①受付件数の累計の合計欄を見ていただきますと、3万1,713件の受付累計に対して、②の処理、③の取下げ等が行われ、94.7%は年度末までに処理が終わっておりますが、年度末で翌年に繰り越されたものが1,676件ということでございます。令和元年度末と比較しますと、年度末の翌年度への繰り越し処理中事案が1,393件から1,676件に増加しております。これは受付件数が5,294件増えたことが原因と考えられます。

また、右下の図が処理段階別の処理中事案の件数でございますが、4分の3は年金機構で受付処理段階となっております。

10ページにつきましては、いわゆる処理期間、事案の処理にかかる時間です。標準処理期間143日となっておりますが、事案の処理が進む一方で、中にはどうしても複雑で時間のかかる事案も最近は散見されますので、こうした影響もありまして、全制度平均では225.4日ということになっております。

(1)は地方厚生局でございます。(2)は、いわゆる証拠資料もあるということで日本年金機構段階で回復されるものですが、これは今、平均して69.5日で処理が終わっているということです。

11ページは請求者の状況です。訂正請求は、ご本人さんだけではなくて、遺族年金未支給などで一定の給付を受けられるご遺族の方も可能となっておりますが、ご本人の請求が圧倒的に多いという状況になっており、被保険者の遺族による請求は19件となっております。

12ページが年齢階層でございます。年齢階層でいきますと、60歳以上が約43%となっておりますが、当初は6割が60歳以上の方だったのに比べますと、どんどん現役世代の方が増えている状況です。

13ページをご覧ください。かつては裁定済み者、いわゆる年金受給者が6割いらっしゃったのですが、現在は裁定済み者32.7%ということで、だんだん現役世代の方の比重が高まっている昨年以来の傾向は引き続きしております。

14ページは住所地別で、大都市を抱える都道府県がどうしても順位が高くなっており、中国5県の割合は5.0%、四国4県は1.3%となっております。

15ページからは数字の性格が若干変わりますので、ご説明を加えさせていただきます。

14ページまでは請求期間が1回出される事案を1件で数えておりましたが、15ページからは1件の事案の中に、例えば賞与なので平成16年7月と12月とか、1人で請求期間を複数請求されている方もいらっしゃいます。しかし、一つの事案の中でいろいろなタイプ、例えば賞与についての請求と被保険者期間の請求と違う性格の請求をされる方もいらっしゃいますので、どうしても細やかな事案の分析となりますと、地方厚生局の審議会が審議している一件一件の単位である請求ごとの事案をばらして検討する必要があるということで、こうした検討が行われております。そのことが踏襲されています。

従いまして、令和2年度2,780件と書いてありますが、これは一つの事案の中に含まれている請求期間をばらしたものでございます。3ページでありました地方厚生局処理事案1,207件の事案をばらした請求件数が2,780件です。従って、処理事案1件あたり平均しますと、請求期間が2件以上含まれているものが多いということかと思えます。

説明を戻させていただきますと、請求期間の分類をご覧くださいますと、令和2年度は厚生年金で特色がございます。15ページの標準賞与額に係る訂正請求が、令和元年度は1,220件ありましたが、令和2年度は約1.3倍になって1,603件ということで、標準賞与額の件数が増加しております。

また、標準報酬月額に係る訂正請求についても197件から261件へと増加しており、標準賞与と標準報酬月額の事案が増加しているのが令和2年度処理事案の特徴でございます。

16 ページが請求期間、いつの時点の問題にしているかということで捉えたものです。平成 15 年 4 月以降が圧倒的に多くなっていますのは、賞与から保険料を徴収することになった総報酬制度が導入されたことが大きく影響しているということです。

17 ページは請求期間の月数別です。賞与は 1 カ月にカウントしておりますので、1 カ月が圧倒的に多いのは賞与事案を示しているものでございます。

18 ページは、今回の請求期間を訂正されたものと不訂正のものに分類したものでございます。これをご覧いただきますと、厚生年金の①標準賞与額についての訂正請求は件数が増加しており、令和元年度訂正決定 932 件だったものが令和 2 年度は 1,481 件ということですが、賞与に関しては、右側の棒グラフにありますように、訂正決定率、訂正請求されたのがどれくらい訂正されたかといいますと、令和元年度は 76.4%訂正されておりましたが、令和 2 年度は 92.4%と訂正決定率が増加しております。また、③標準報酬月額決定率も 10.2%増加しておりますが、一方で②の被保険者期間をご覧いただきますと、ほぼ同率となっております。

次に国民年金をご覧いただきますと、国民年金全体では、令和元年度は 5.8%訂正されておりましたが、令和 2 年度は 8.4%と訂正決定率が増加しております。

19 ページは、請求期間についてどれだけの月数があるかということでございます。厚生年金をご覧いただきますと、賞与は全て 1 カ月ということになっていて、何年何月ということなので 1 カ月にカウントしておりますが、厚生年金の③をご覧いただきますと、訂正決定、不訂正決定の平均月数ですが、例えば標準報酬月額の訂正請求は、訂正決定されたもので平均 33 月、不訂正に至りますと平均 29.2 月で、標準報酬月額については平均でもおよそ 2 年 9 カ月の請求期間で、調査にも時間がかかるケースとなっております。

20 ページは、先ほども出ました請求期間別ですが、平成 15 年 4 月以降の件数が多いのは賞与事案が含まれているからでございます。

21 ページは月数別です。これも賞与が 1 カ月となりますので、どうしても 1 カ月が多いということです。

引き続きまして、22 ページは厚生年金の訂正決定に至る適用法、理由となった法律でございます。これは平成 30 年度と同様の傾向です。給与から保険料が天引きされているけれども記録がない、いわゆる事業主の届け出漏れによる訂正を含めた厚生年金特例法の対象が圧倒的に多いということです。また、訂正された事案の中でも賞与に係るものが非常に多い傾向が示されております。

23 ページからは関連資料・周辺事情の状況でございます。一つの事案について、例えば賞与事案で、平成 15 年 12 月にボーナス 50 万円から保険料を引かれていたという申立てがあつて、給与明細があり事業主から保険料を引かれていたという供述があれば、記録訂正にプラスに働くものは積極的事情と言い、この人にはボーナスを払っていないという証言が出れば消極的事情と言い、これらを総合し、適切に行っていることを数値化したものでございます。中身は、訂正決定されたものは積極的事情が多く、不訂正のものは消極的事情が多いという傾向になっております。

23 ページは全体像、24 ページと 25 ページは今の説明について具体的な事項を列挙したのですが、詳細の説明は省略させていただきます。

続きまして、26 ページは日本年金機構が記録を訂正したものの件数です。今までは地方厚生局の処理事案に関して説明しましたが、26 ページは日本年金機構の事案件数を挙げております。

先ほど3ページでは日本年金機構の令和2年度の処理事案件数は3,520件と申しましたが、3,520件は全期間について日本年金機構が訂正したもので、一部訂正したものが92件あります。従いまして3,520件に92件を足しまして、さらに一つの事案の中に複数の、例えば賞与と転勤というものにまたがっているものが5件ありますので、92件と21件を合わせた113件を足しまして、ここでいう処理事案件数は3,633件となっております。

3,633件の内訳ですが、95.8%が賞与事案となっております。日本年金機構で処理されるものは資料がそろっているというのですが、直接的な資料があるもの、証拠があるものを記録訂正するのが日本年金機構の役割となっており、賞与が圧倒的に多いということでございます。

28ページは、地方厚生局で事案を処理するにあたって、地方年金記録訂正審議会の状況を挙げております。件数は減っておりますが、精力的にご審議いただいている状況でございます。

続きまして30ページは若干話が変わりまして、今までは地方厚生局が行っていた処分についてですが、30ページは年金局年金記録審査室が行っております、地方厚生局の処分に不服がある方が申立てた審査請求の件数でございます。令和元年度の審査請求は77件ありましたが、令和2年度は56件になっており、21件の減少となっております。

31ページでございますが、審査請求の令和2年度の56件の審査請求につきましては、先ほどの地方厚生局の処分と様子を異にしまして、裁定済み者が多くなっており、60歳代以上の方が65%という傾向が出ております。

32ページは、今申しあげました申立てが56件の事案を、その事案が含まれる請求期間ごとに分類分けしたものです。56件のうち複数の事案累計に該当するものがあつたため、合計が93件となっておりますが、厚生年金被保険者期間に係る申立てが増加している傾向が見て取れます。

33ページは訴訟の状況です。令和3年9月までに訴訟の総件数63件となっておりますが、(3)の下を見ていただきますと、そのうち判決が確定したものが36件、取下げ5件、令和3年9月末現在で係争中の訴訟案件が22件となっております、このうち中国厚生局が3件、四国では1件が係争中となっております。これらの裁判におきましては、認定基準・要領を合理的と評価いただいております、訂正請求の基本的な枠組みに対して何ら変更を加えるようなことは内容となっております。

34ページ、35ページは、私どもの事務実施体制の説明でございまして、36ページは年金記録訂正の流れでございます。37ページ以降は参考資料で、制度のあらまし、また最近の令和2年度、令和3年度の各月ごとの細やかな数字を載せております。

大変恐縮ではございますが、以上でご説明に代えさせていただきます。

○柳瀬会長

ありがとうございました。

ただいま事務局から説明のありました議題3「年金記録の訂正に関する事業状況」に関しまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

特にございませんか。

それでは、今後、審議会運営等に関しましてご質問がございましたら、各部会を通じて事務局にお問い合わせいただければと思います。よろしくお願いいたします。

本日の議題は以上でございます。事務局から連絡事項などがあればお願いいたします。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

ありがとうございます。

1点だけ確認です。本日、お車でお越しいただいた方には、受付時、駐車券に押印をさせていただいておりますが、押印の漏れがありましたら、お帰りの際、事務局の職員にお声掛けいただきたいと思っております。連絡事項は以上です。

委員の皆さま、今年度もどうぞよろしくお願ひいたします。

終わりになりますが、四国厚生支局長の尾崎よりごあいさつを申し上げます。

○尾崎（四国厚生支局長）

四国厚生支局長の尾崎でございます。年金の記録訂正につきましては、引き続き審議会の委員の皆さまからのご指導、ご支援をいただきながら、正確、迅速、丁寧にしっかりと対応してまいりたいと考えております。

委員の皆さま方におかれましては、今年度につきましても、申し入れのありました事案、さまざまな事案が出てくるかとは思いますが、各部会でご審議賜ればと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

簡単ではございますが、最後のあいさつとさせていただきます。本日はどうもありがとうございました。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

それでは会長、お願ひいたします。

○柳瀬会長

それでは、本日の会議はこれで終了させていただきます。皆さま、どうもありがとうございました。

○横手（中国四国厚生局年金審査課長）

柳瀬会長、委員の皆さま、本日はありがとうございました。お気を付けてお帰りください。今後ともよろしくお願ひいたします。

（終了）